# 2 介護保険総事業費の算定

介護保険事業の総事業費は、介護保険サービスの給付費に高額介護サービス費などの費用を加えた標準給付費と、地域支援事業費等の合計額となります。介護保険サービスの給付費は、前節のサービス見込量をもとに、サービス単価を乗じて積算することで算定されます。総事業費は以下のようになります。

#### 【介護保険総事業費】

(円)

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	3 か年 合計	令和 7 年度
標準給付費見込額					
総給付費(一定以上所得者負担の調整後	<del>(</del> )				
総給付費					
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影	響額 ;	l		<b></b>	L <u>-</u>
消費税率等の見直しを勘案した影響	額				
特定入所者介護サービス費等給付額			算定中		
高額介護サービス費等給付額					
高額医療合算介護サービス費等給付額	<u> </u>	1			
算定対象審査支払手数料					
地域支援事業費					
介護予防·日常生活支援総合事業費					
包括的支援事業・任意事業費					
合 計					

# 3 介護保険料基準額の算定

#### (1)保険料収納必要額

第1号被保険者保険料の算定にあたっては、前節の介護保険総事業費の●●%に相当する額を第1号被保険者総数に配分した額が基本となります。保険料により負担する費用の合計(保険料収納必要額)は以下のようになります。

#### 【保険料収納必要額】

(田)

					(円)
	令和3	令和 4	令和 5	3 か年	令和 7
	年度	年度	年度	合計	年度
第 1 号被保険者負担分相当額 (a)					
調整交付金相当額 (b)	,				[ <u>_</u>
調整交付金見込額 (c)					
市町村特別給付費等 (d)			算定中		
準備基金取崩額等 (e)			317 <b>C</b> 1		
保険料収納必要額 (a+b-c+d-e)				<u></u>	1
予定保険料収納率					
保険料収納必要額(未収納を見込んだ額)					

## (2)第1号被保険者保険料

第1号被保険者保険料は、保険料収納必要額を第1号被保険者数(所得段階により保険料基準額に対する割合が異なるため、所得段階別の人数で補正した被保険者数)で割ることにより算定します。国では、標準で9段階と示されていますが、本市では所得段階をさらに細分化し、以下の段階設定とします。本市の第1号被保険者保険料は、基準額で年額●●●●円(月額●●●●円)となります。

#### 【所得段階別保険料】

段階	対象者	基準額 に対す る割合	保険料 (年額)
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合 計所得金額との合計が年額80万円以下の人	0.45	
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超え120万円以下の人	0.75	
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 120 万円を超える人	0.75	
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円以下の人	0.85	
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員がおり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額80万円を超える人	1.00	算定中
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 120 万円未満の 人	1.10	#1
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額120万円以上200 万円未満の人	1.25	
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額200万円以上300 万円未満の人	1.50	
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額300万円以上400 万円未満の人	1.60	
第 10 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 400 万円以上 500 万円未満の人	1.70	
第 11 段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 500 万円以上 750 万円未満の人	1.80	
第 12 段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 750 万円以上の 人	1.90	

※第1段階の基準額に対する割合は本来O.5ですが、低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして公費負担が行われることにより、被保険者本人が負担する割合はO.45に軽減されています。

# 第7章 計画の推進

# 1 計画推進における各主体の役割

本計画において地域包括ケアシステムの深化・推進を目指していくためには、行政や介護サービス事業所、関係機関だけでなく、市民、地域といった各主体が自らの役割を認識し、連携を深めていくことが重要となります。地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となりうるものであり、第7期計画から引き続き、地域共生社会の実現に向けた「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制を整備していく必要があります。

地域共生社会は、高齢者のみならず、障害児者、児童、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持って、お互いに支え合いながら、自分らしく活躍できるコミュニティを形成し、公的な福祉サービスとの協働により、助け合って暮らせる地域社会の実現を目指すものです。

本市としては、それぞれの主体が、地域包括ケアシステムの担い手として、適切な役割を果たせるように、連携と協働のもと、計画の効率的で効果的な推進を図ります。

#### ①市の役割

市は、本計画の推進主体であり、地域包括ケアシステムの深化・推進において中核的な 役割を担います。介護保険制度の運営主体として保険者機能を強化するとともに、総合的 な高齢者福祉施策の推進主体として、本計画に基づく取組を進め、本市の地域包括ケアシ ステムの深化・推進を進めていきます。

地域包括ケアシステムを深化・推進させていくために必要な基盤を整備するとともに、 地域やサービス事業所等をはじめとした、多様な主体の連携・協働を進め、各主体がその 役割を十分に果たすことができるように支援を行うなど、体制の充実を図ります。

さらに、今後は、医療ニーズと介護ニーズをあわせ持つ高齢者や認知症高齢者等の増加が予測されるため、医療と介護の連携の核となる人材の育成や、地域における在宅医療や在宅介護を提供する関係者間の連携を推進していくことが必要です。また、医療や介護・健康づくり、交通、住宅部門など、様々な部門との庁内連携を密にするとともに、取組を総合的に進める人材を育成・配置していくことも重要となります。

#### ②介護サービス事業所等に期待される役割

介護サービス事業所、保健・福祉・医療の関係機関などには、地域包括ケアシステムにおけるサービスの担い手として、高齢者のニーズに応じた質の高い利用者本位のサービスを提供することが期待されます。また、利用者の権利擁護に関して十分な配慮がなされ、適切なサービス提供はもとより、利用者の立場に立った、心のこもったサービスの提供が期待されます。

地域包括ケアシステムの一層の推進に向けては、さまざまな職種が高い専門性を有する とともに、きめ細かく連携していくことが不可欠です。医師、歯科医師、薬剤師、看護職 員や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等の医療関係職種と、 社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、地域包括センターの職員等の介護関係職種と の連携を強化し、それぞれが主体的に地域包括ケアシステムの一翼を担っていくことが期 待されます。

#### ③市民に期待される役割

「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、生活習慣病の予防をはじめとして健康の保持増進に努め、自ら介護予防に取り組むことが期待されます。また、たとえ介護が必要になっても、地域包括ケアシステムのさまざまな機能を活用しながら、地域の中で尊厳をもって自分らしい生活を続けていく意欲と努力が期待されます。

趣味や仕事、人との交流など、それぞれの生きがいを持って心身ともに健やかな生活を送るとともに、地域の中での自らの役割を自覚し、高齢者の生活支援などに関する地域活動やボランティア活動、就労的活動等に主体的に取り組むなど、地域包括ケアシステムの一翼を担う存在となっていくことが期待されます。

いきいきとした高齢者の生涯現役社会が提唱される中、これまでの人生で培ってきた豊かな経験や知識等を生かし、さまざまな役割を果たし、地域包括ケアシステムの担い手として地域で活躍し、地域共生社会を実現していく可能性にも期待が高まっています。

高齢者やその家族、支援者、地域住民など一人ひとりが、お互いへの思いやりの心を持ち、あたたかいつながりの関係をつくっていくことで、事業や支援もその効果を十分に発揮することができます。市民一人ひとりの心から、豊かでうるおいのある高齢社会が育っていくことを期待します。

#### ④地域等に期待される役割

地域包括ケアシステムにおいては、地域そのものが高齢者の生活の場であり、大きな役割を果たすこととなります。住民同士がお互いを思いやる心や連帯意識の醸成に努めながら、地域包括ケアシステムの一翼を担い、近隣のなじみの関係を生かした取組として、身近な場所での地域活動、高齢者の見守り、声かけ、安否の確認などを実践していくことに期待が寄せられます。

また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、老人クラブなどの地域で活動している主体においては、それぞれの役割や特色を生かし、行政等との連携を図りながら、高齢者の心に寄り添う存在として、高齢者の身近な相談窓口、生きがいづくりや生活支援など、地域に根ざした活躍が期待されます。

地域包括ケアシステムの機能においては、サービス事業所等が提供する専門的なサービスとともに、身近なところで高齢者のちょっとした不便などを解消する多様な生活支援のサービスが重要となります。こうした役割を担うボランティアやNPOなどのさまざまな取組が、地域に根ざした活動として定着していくこと、また、新たに生み出されることが期待されます。

# 2 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためには、計画の進行管理の体制を構築することが重要となります。全市的な観点から計画の推進を図るために、引き続き、「草津市あんしんいきいきプラン委員会」を中心に計画の進行管理を行います。具体的には第7期計画での課題を踏まえ、本計画を策定したように、各年度における事業の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針などを定期的に整理・検討し、本計画の進行状況の点検・評価を行うなど、PDCAサイクルを活用し、効果的かつ継続的な計画の推進を図ります。

## 3 計画の周知

本計画の目標や施策について、広く市民に周知していくため、広報くさつや市ホームページなどをはじめとして、多様な媒体を活用した広報活動を行います。また、計画の対象となる方にきめ細かく情報提供を行っていく観点から、地域や各種団体などとも協力し、制度の説明や計画内容の周知に努めます。

資 料

## 1 草津市附属機関設置条例

平成25年3月29日条例第3号 最終改正 平成29年6月27日条例第22号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4第3項に規定する附属機関および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条に規定する組織として設置する附属機関(以下これらを「附属機関」という。)の設置等については、法律もしくはこれに基づく政令または他の条例に定めるもののほか、この条例に定めるところによる。

(附属機関の設置およびその担任する事務)

- 第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。
- 2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。
- 3 市は、水道事業および下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の附属機関として別表第3の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。
- 4 市は、農業委員会の附属機関として別表第4の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

(組織)

- 第3条 附属機関の委員の定数は、別表第1、別表第2、別表第3および別表第4の定数の欄に掲げるとおりとする。
- 2 附属機関が担任する事務のうち、特定または専門の事項について調査審議等をするため、当該附属機関の委員で構成する分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。

(委仟)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関および管理者が定める。

付 則

(前段 省略)

付 則(平成29年6月27日条例第22号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1 (該当部分のみ抜粋)

名称	担任事務	定数
草津市あんしんいきい	草津市介護保険事業計画および草津市高齢者保健福祉計画の	20人以内
きプラン委員会	策定および推進に関し必要な事項についての調査審議に関す	
	る事務	

別表第2(省略)

別表第3(省略)

別表第4(省略)

## 2 草津市附属機関運営規則

平成25年4月1日規則第35号 最終改正 平成29年5月23日規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。)別表第1に掲げる市長の附属機関(別に定めるものを除く。以下「附属機関」という。)の 運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

(任期)

- 第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表の任期 の欄に掲げるとおりとする。

(委員長等)

- 第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。
- 2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。
- 3 委員長(会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。) および副委員長(副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ) は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員長および副委員長にともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたとき は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 別表第3に掲げる附属機関の委員長および副委員長は、第3項の規定にかかわらず、それぞれ同表の委員長および副委員長の欄に掲げる者をもって充てる。

(附属機関の会議)

- 第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項により 指名された委員の全てが不在の場合は、市長が招集する。
- 2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

- 第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、別表第4に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ 同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席 させ、説明または意見を聴くことができる。 (守秘義務)

- 第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (分科会等)
- 第9条 条例第3条第2項の規定により、別表第5に掲げる附属機関に、それぞれ分科会等の欄に掲げる分科会、部会その他これらに類する組織(以下「分科会等」という。)を置き、担任事務の欄に掲げる事務を所掌させる。

(庶務)

- 第10条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表の所属の欄に掲げる所属がこれを行う。 (その他)
- 第11条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関に諮ってこれを定める。

付 則

(前段 省略)

付 則(平成29年5月23日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 別表第1(該当部分のみ抜粋)

附属機関の名称		委員資格者	所属
草津市あんしんいきい	(1)	学識経験を有する者	健康福祉部長寿いきがい課
きプラン委員会	(2)	公募市民	
	(3)	保険医療関係者	
	(4)	福祉関係者	
	(5)	その他市長が必要と認める者	

別表第2(省略)

別表第3(省略)

別表第4(省略)

別表第5(省略)

# 3 委員会委員名簿

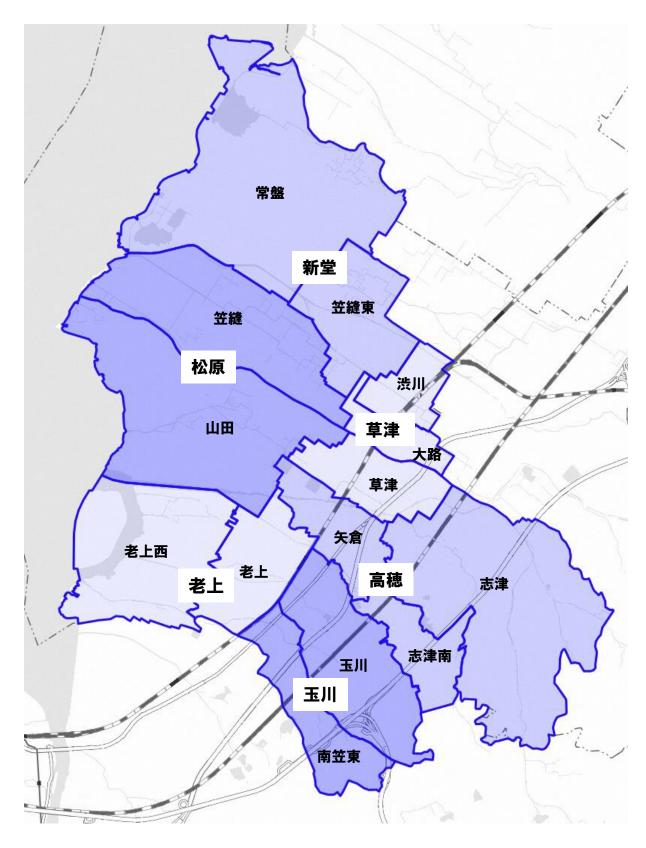
(敬称略)

区分	団体(機関)名	氏名	備考
学識経験者	立命館大学	佐藤 卓利	委員長
保健医療関係	一般社団法人草津栗東医師会	鈴木 孝世	
者	草津栗東守山野洲歯科医師会	山本 博一	
	草津市健康推進員連絡協議会	廣嶋 惠子	第 1 回から第 8 回委員会まで 井口 正子
福祉関係者	滋賀県南部介護サービス事業者協議 会(社会福祉法人しあわせ会 特別 養護老人ホームゆうすいのさと)	中島大輔	
	滋賀県南部介護サービス事業者協議 会(株式会社調和 デイサービス愛)	矢野 実千代	
	滋賀県南部介護サービス事業者協議 会(ここあ草津ステーション)	小川 義三	第 1 回から第 4 回委員会まで 治村 卓也
	滋賀県南部介護サービス事業者協議 会(社会医療法人誠光会 草津市訪 問看護ステーション)	新村 真喜子	
	草津市認知症高齢者グループホーム 会議(医療法人芙蓉会 グループホ ームクローバー)	水永 美保子	
	草津市主任介護支援専門員連絡会 (ケアプランセンター ティエール)	毛利 由美子	
	草津市ボランティア連絡協議会	川那部 光子	第1回から第3回委員会まで 岡本 庄司 第4回委員会は 石本 恵津子
	草津市民生委員児童委員協議会	寺嶋 和男	第1回から第4回委員会まで 田淵 稔子
	社会福祉法人草津市社会福祉協議会	谷 勝久	副委員長
被保険者代表	被保険者公募	中村 しづ子	
	被保険者公募	斉藤 洋子	
	被保険者公募	山本 進	
	被保険者公募	荒森 紀子	
	草津市老人クラブ連合会	芝田 敏夫	
	志津まちづくり協議会	竹村 和昭	第1回から第3回委員会まで 奥村 弘 第4回から第5回委員会まで 服部 孫司
	草津市同和事業促進協議会	吉岡孝治	

# 4 計画策定経過

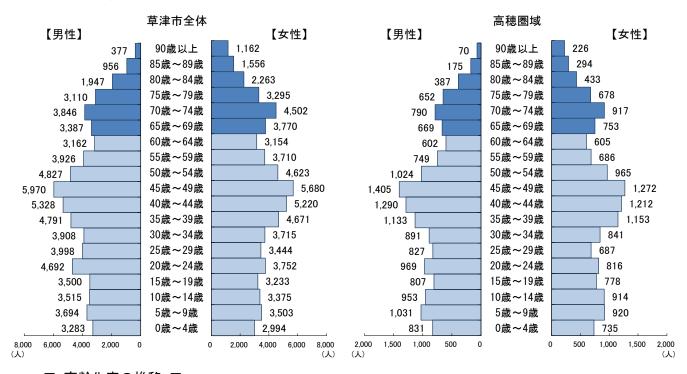
年月日	委員会	議事
平成30年 7月6日	第 1 回委員会	<ul> <li>(1)草津市あんしんいきいきプラン委員会について</li> <li>(2)委員長・副委員長の選出について</li> <li>(3)草津あんしんいきいきプラン第7期計画について</li> <li>(4)高齢者福祉施設等及び温浴施設(ロクハ荘・なごみの郷)のあり方について</li> <li>①高齢者福祉施設等(ロクハ荘・なごみの郷)について</li> <li>②なごみの郷見学</li> <li>③高齢者福祉施設等及び温浴施設のあり方について</li> <li>(5)その他</li> <li>(6)今後のスケジュールについて</li> </ul>
9月3日	第2回委員会	(1) 高齢者福祉施設等及び温浴施設のあり方について (2) その他
平成31年2月27日	第3回委員会	(1) 草津あんしんいきいきプラン第7期計画の進捗について 〜介護保険事業費について〜 (2) 介護予防・地域づくりを進めるために 〜生活支援体制整備事業について〜 (3) 特別養護老人ホームの整備について (4) 平成31年度の予算概要等について (5) その他
令和元年 8月19日	第 4 回委員会	<ul><li>(1) 平成30年度事業実績・評価について</li><li>(2) 草津あんしんいきいきプラン第8期計画策定に向けた事前調査について</li><li>(3) 介護予防の推進について</li><li>(4) その他</li></ul>
令和2年 6月12日	第5回委員会【書面審議】	(1) 令和元年度の実績について ・令和元年度 事業実績・評価について ・生活支援体制整備事業について ・生活支援体制整備事業について (2) 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に向けて ・草津あんしんいきいきプラン第8期計画の策定について ・草津市の介護保険を取り巻く状況について ・国の基本指針について ・令和2年度 草津あんしんいきいきプラン第8期計画策定スケジュール ・草津市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書 (3) その他
8月20日	第6回委員会	<ul><li>(1)第5回委員会の御質問について</li><li>(2)第7期計画の事業実績・評価について</li><li>(3)第8期計画における基本目標等について</li><li>(4)第8期計画における具体的事業の整理について</li><li>(5)草津市認知症施策アクション・プランについて</li></ul>
9月18日	第7回委員会	(1) 草津あんしんいきいきプラン第8期計画の素案について (2) 保険料の段階区分について (3) その他

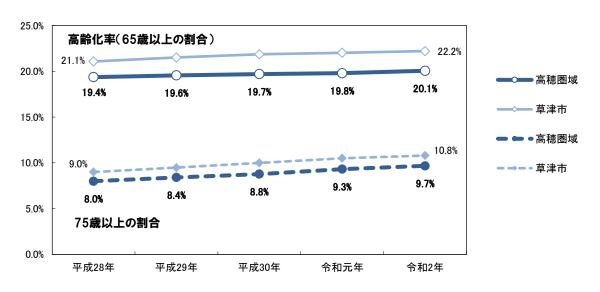
年月日	委員会	議事
10月27日	第8回委員会	<ul><li>(1) 第8期計画の策定について</li><li>(2) パブリックコメントの実施について</li><li>(3) 介護保険料について</li><li>(4) その他</li></ul>
令和3年 2月25日	第9回委員会	<ul><li>(1) パブリックコメント実施結果について</li><li>(2) 第8期計画の策定について</li><li>(3) その他</li></ul>



高穂圏域					
	(令和2年10月	1日現在)		(令和 2 年	10月1日現在)
			【要介護・	・要支援認定の状況】	
圏域内人口		30, 140 人	要介護・要	<b>要支援認定者数</b>	931 人
高齢者人口	(65 歳以上)	6,044 人	(圏域内高	齢者人口に占める割	合) (15.4%)
(高齢化率)		(20.1%)	区分内訳	要支援1・2	205 人(22.0%)
				要介護1・2	405 人 (43.5%)
				要介護3以上	321 人(34.5%)

#### ■ 人口ピラミッド ■

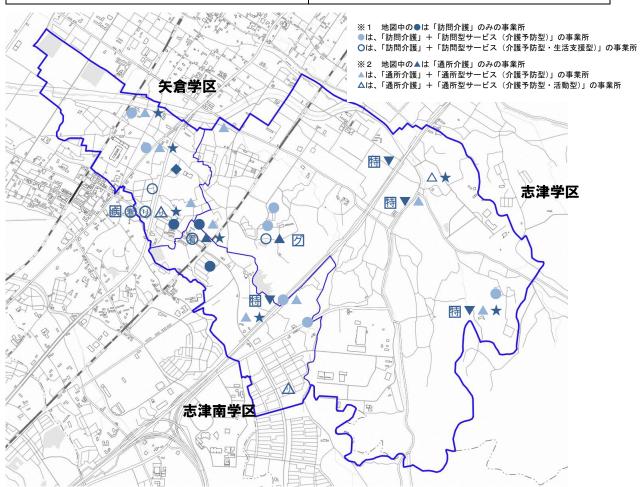




#### ■ 地域資源 ■ (令和2年4月1日時点)

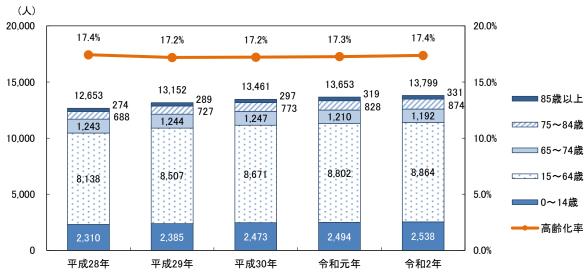
	介護哥	業所		
●*1訪問介護	12 事業所	★ 居	宅介護支援	7 事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	_	▼ 短	期入所生活介護	4 事業所
●*1訪問型サービス(介護予防型)	9 事業所	短	期入所療養介護	_
〇*1訪問型サービス(生活支援型)	2 事業所	团 認	知症対応型共同生活介護	1 事業所
訪問入浴介護	_	<b>閉</b> 介	護老人福祉施設	3 事業所
<b>⑥</b> 訪問看護	2 事業所	蔄 地	域密着型介護老人福祉施設	1 事業所
⊕ 訪問リハビリテーション	1事業所	介	護老人保健施設	-
▲**2通所介護	7事業所	介	護医療院	_
認知症対応型通所介護	_	<ul><li>小</li></ul>	規模多機能型居宅介護	1 事業所
▲ <sup>※2</sup> 地域密着型通所介護	5 事業所	看	護小規模多機能型居宅介護	_
▲*2通所型サービス(介護予防型)	10 事業所	福	祖用具貸与	2 事業所
Δ*2通所型サービス(活動型)	1事業所	特	定福祉用具販売	2 事業所
	2 事業所			

	地域資源					
病	病院	1 か所	薬局	7 か所		
	一般診療所	12 か所	歯科	13 か所		

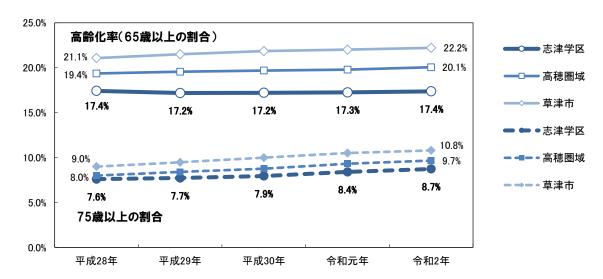


志津学区				
(令和2年)	10月1日現在)	(令和2年10月1日現在)		
		【要介護・要支援認定の状況】		
学区内人口	13, 799 人	要介護・要支援認定者数 373 人		
高齢者人口(65 歳以上)	2, 397 人	(学区内高齢者人口に占める割合) (15.6%)		
(高齢化率)	(17. 4%)	区分内訳 要支援 1・2 72人(19.3%)		
		要介護 1・2 151 人(40.5%)		
		要介護 3 以上 150 人 (40.2%)		

【地域資源】 サロン: 15 か所、いきいき百歳体操実施団体: 11 団体※地域サロン等との重複含む

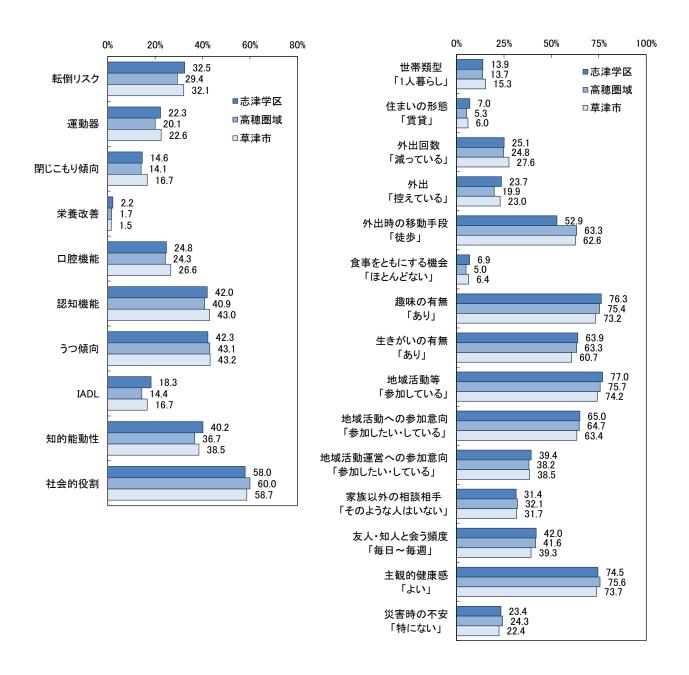


#### 各年10月1日時点



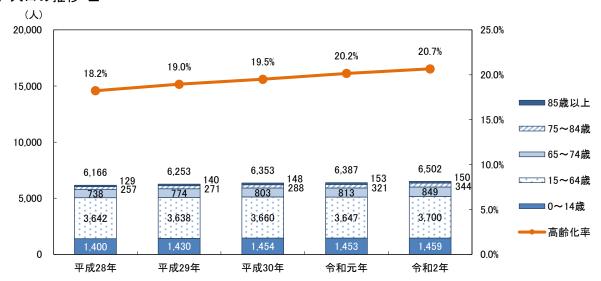
評価項目別についてみると、志津学区は高穂圏域に比べて「転倒リスク」「運動器」「IADL の低下」「知的能動性の低下」に該当する人の割合が高くなっていますが、草津市全体と比べるとその違いは小さくなっています。

その他の調査項目についてみると、外出時の移動手段が「徒歩」の人の割合が草津市全体・高穂圏域と比べて低くなっています。

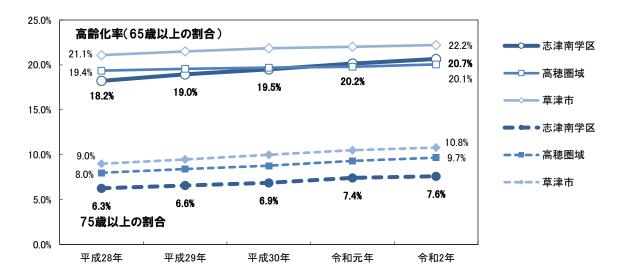


志津南学区					
(令和2年	10月1日現在)	(令和2年10月1日現在)			
		【要介護・要支援認定の状況】			
学区内人口	6,502 人	要介護・要支援認定者数 178人			
高齢者人口(65歳以上)	1,343 人	(学区内高齢者人口に占める割合) (13.3%)			
(高齢化率)	(20. 7%)	区分内訳 要支援 1・2 37人(20.8%)			
		要介護1・2 83人(46.6%)			
		要介護 3 以上 58 人 (32.6%)			

【地域資源】 サロン: 9 か所、いきいき百歳体操実施団体: 2 団体※地域サロン等との重複含む

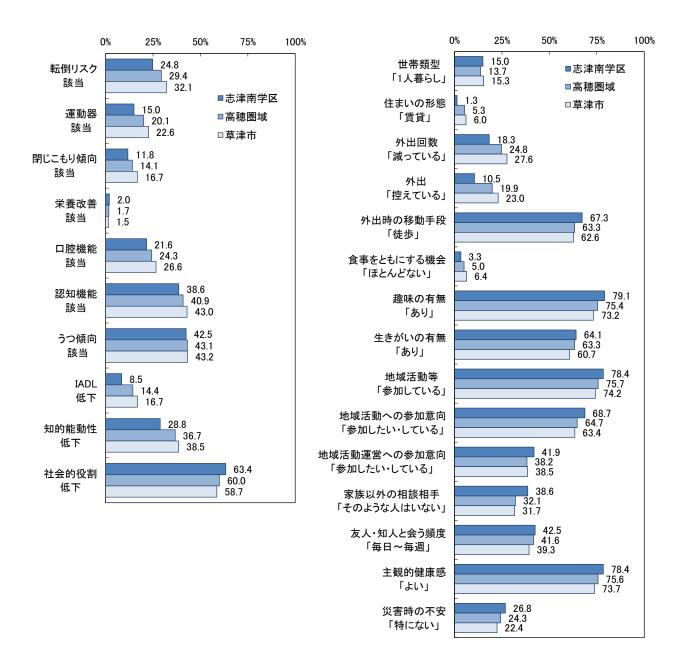


各年10月1日時点



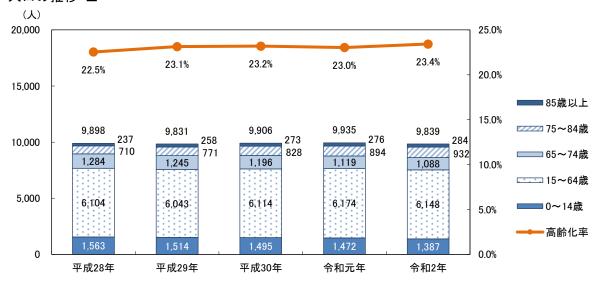
評価項目別についてみると、志津南学区は草津市全体に比べて「転倒リスク」「運動器」「閉じこもり傾向」「口腔機能」「認知機能」「IADL の低下」「知的能動性の低下」に該当する人の割合は低くなっています。一方、「社会的役割の低下」については、草津市全体より割合が高くなっています。

その他の調査項目についてみると、外出回数が「減っている」人、「控えている」人の割合が草津市全体・高穂圏域より低くなっています。また、趣味や生きがいが「ある」人、地域活動等に「参加している」人、地域活動やその運営への参加意向がある人の割合などが草津市全体と比べて高くなっています。一方、家族以外の相談相手について「そのような人がいない」という人の割合も草津市全体と比べて高くなっています。

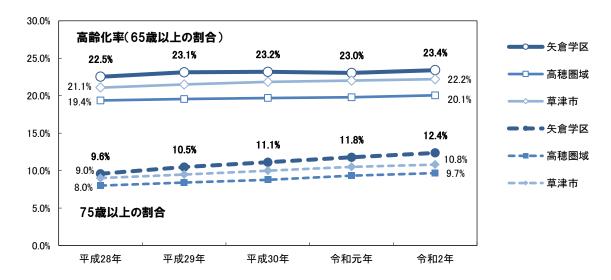


矢倉学区					
(令和2年)	10月1日現在)	(令和2年10月1日現在)			
		【要介護・要支援認定の状況】			
学区内人口	9,839 人	要介護・要支援認定者数	380 人		
高齢者人口(65歳以上)	2, 304 人	(学区内高齢者人口に占める割)	合) (16.5%)		
(高齢化率)	(23.4%)	区分内訳 要支援1・2	96 人(25.3%)		
		要介護1・2	171 人 (45.0%)		
		要介護3以上	113 人(29.7%)		

【地域資源】 サロン:10 か所、いきいき百歳体操実施団体:8 団体※地域サロン等との重複含む

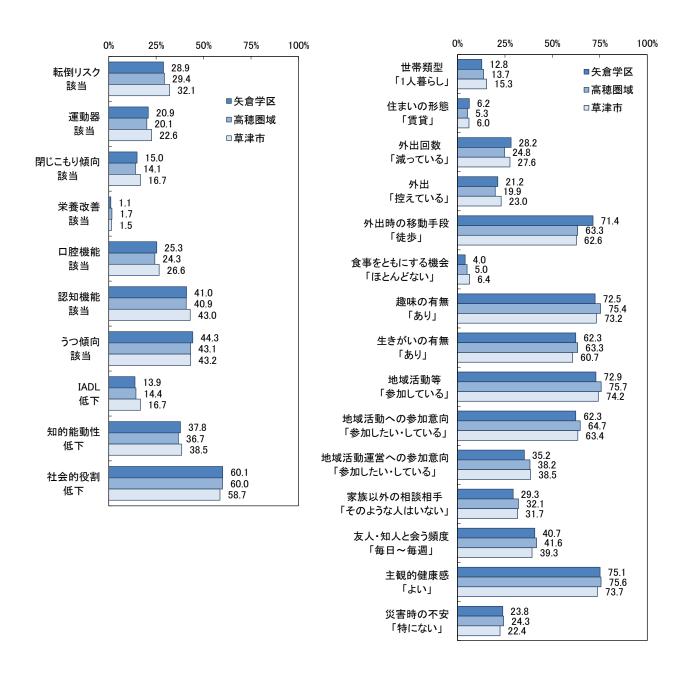


各年10月1日時点



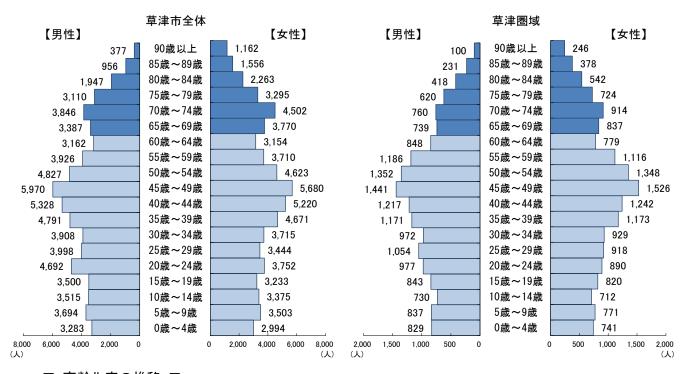
評価項目別についてみると、矢倉学区は草津市全体との違いが小さくなっていますが、 「転倒リスク」に該当する人の割合は草津市全体よりもやや低くなっています。

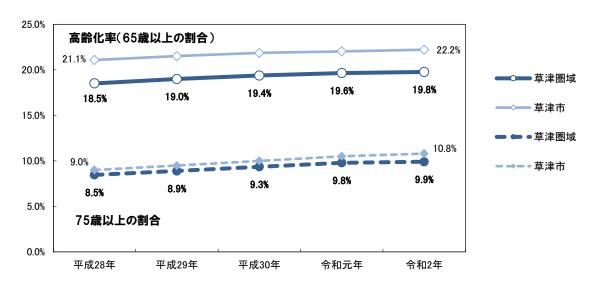
その他の調査項目についてみると、外出時の移動手段が「徒歩」の人の割合が高穂圏域・ 草津市全体と比べて高くなっています。地域活動運営への参加意向については「参加したい・している」という人の割合が高穂圏域・草津市全体と比べてやや低くなっています。



草津圏域					
(令和 2	2年10月1日現在)	(令和2年10月1日現在)			
	【要介護・	・要支援認定の状況	!]		
圏域内人口	32, 931 人	要介護・要	要支援認定者数	1, 102 人	
高齢者人口(65 歳以上)	6,509 人	(圏域内高	齢者人口に占める	割合) (16.9%)	
(高齢化率)	(19.8%)	区分内訳	要支援1・2	303 人(27.5%)	
			要介護1・2	488 人 (44.3%)	
			要介護3以上	311 人(28.2%)	

#### ■ 人口ピラミッド ■

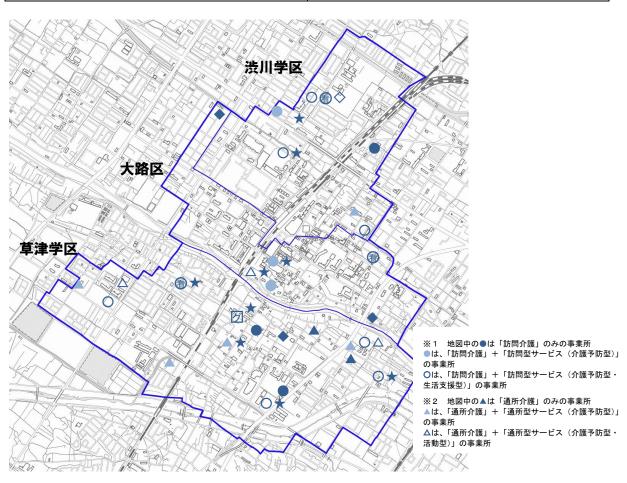




#### ■ 地域資源 ■ (令和2年4月1日時点)

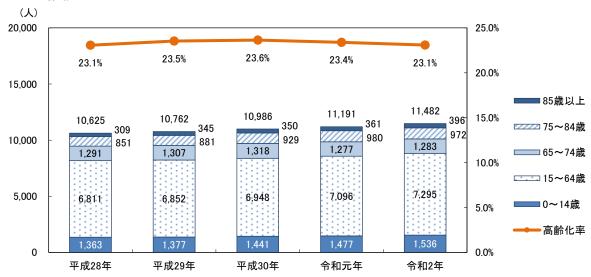
介護事業所						
● <sup>※1</sup> 訪問介護	12 事業所	*	居宅介護支援	9 事業所		
● <sup>※1</sup> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1事業所		短期入所生活介護	-		
●*1訪問型サービス(介護予防型)	10 事業所		短期入所療養介護	_		
〇*1訪問型サービス(生活支援型)	7 事業所	グ	認知症対応型共同生活介護	1事業所		
訪問入浴介護	_		介護老人福祉施設	-		
<b>看</b> 訪問看護	3 事業所		地域密着型介護老人福祉施設	_		
訪問リハビリテーション	_		介護老人保健施設	_		
▲ <sup>※2</sup> 通所介護	5 事業所		介護医療院	_		
▲ <sup>※2</sup> 認知症対応型通所介護	1事業所	<b>♦</b>	小規模多機能型居宅介護	3事業所		
▲ <sup>※2</sup> 地域密着型通所介護	4 事業所	$\Diamond$	看護小規模多機能型居宅介護	1事業所		
▲*2通所型サービス(介護予防型)	8 事業所		福祉用具貸与	2 事業所		
Δ <sup>※2</sup> 通所型サービス(活動型)	3 事業所		特定福祉用具販売	2 事業所		
通所リハビリテーション	_					

地域資源				
病院 - 薬局 13 か គ				
一般診療所	32 か所	歯科	20 か所	

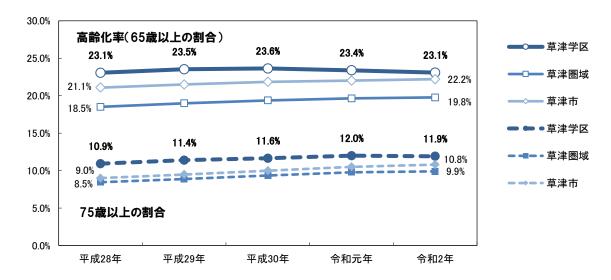


草津学区					
(令和2年1	0月1日現在)	(令和2年10月1日現	在)		
		【要介護・要支援認定の状況】			
学区内人口	11,482人	要介護・要支援認定者数 46	65 人		
高齢者人口(65歳以上)	2,651 人	(学区内高齢者人口に占める割合) (17.	5%)		
(高齢化率)	(23. 1%)	区分内訳 要支援1・2 137人(29.	5%)		
		要介護 1・2 212人(45.	6%)		
		要介護 3 以上 116 人(24.	9%)		

【地域資源】 サロン:10 か所、いきいき百歳体操実施団体:13 団体※地域サロン等との重複含む

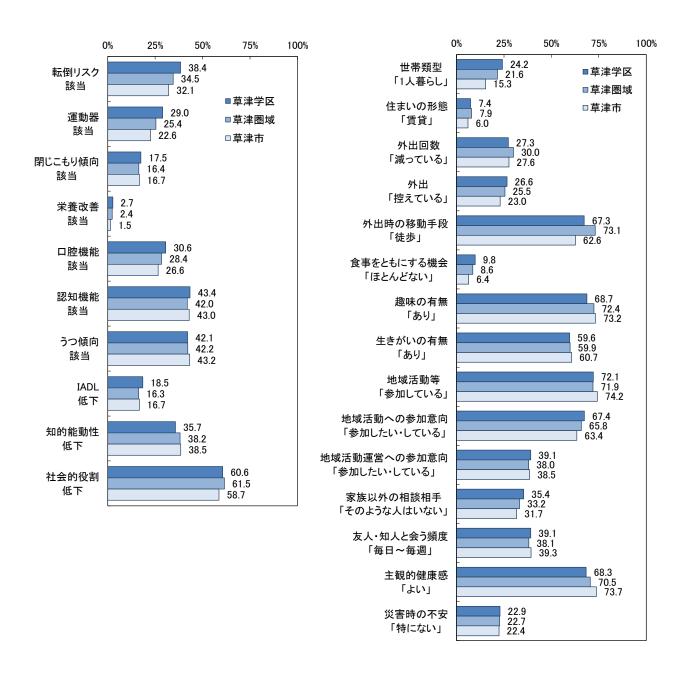


各年10月1日時点



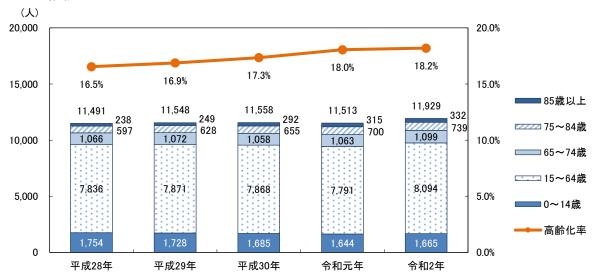
評価項目別についてみると、草津学区は「転倒リスク」「運動器」に該当する人の割合が 草津市全体よりも高くなっています。また、「口腔機能」についてもやや割合が高くなって います。

その他の調査項目についてみると、世帯類型が「1 人暮らし」の人の割合が草津市全域より高くなっています。外出時の移動手段が「徒歩」の人の割合は、草津圏域より低くなっていますが草津市全体よりは高くなっています。主観的健康感については、「よい」の割合が草津市全体よりも低くなっています。

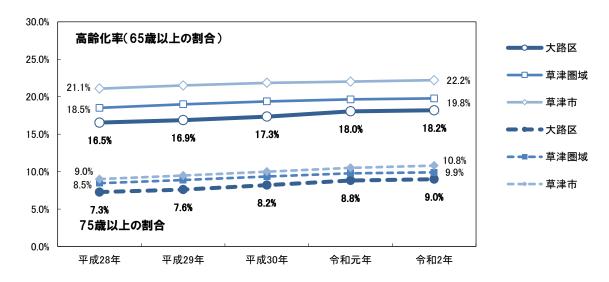


大路区					
(令和2年1	0月1日現在)		(令和 2 年	₹10月1日現在)	
	【要介護・	要支援認定の状況	<b>[</b> 5		
学区内人口	11,929 人	要介護・要	<b>更支援認定者数</b>	349 人	
高齢者人口(65歳以上)	2, 170 人	(学区内高	齢者人口に占める	割合) (16.1%)	
(高齢化率)	(18. 2%)	区分内訳	要支援1・2	92 人(26.4%)	
			要介護1・2	150 人 (43.0%)	
			要介護3以上	107 人(30.7%)	

【地域資源】 サロン:10 か所、いきいき百歳体操実施団体:9 団体※地域サロン等との重複含む

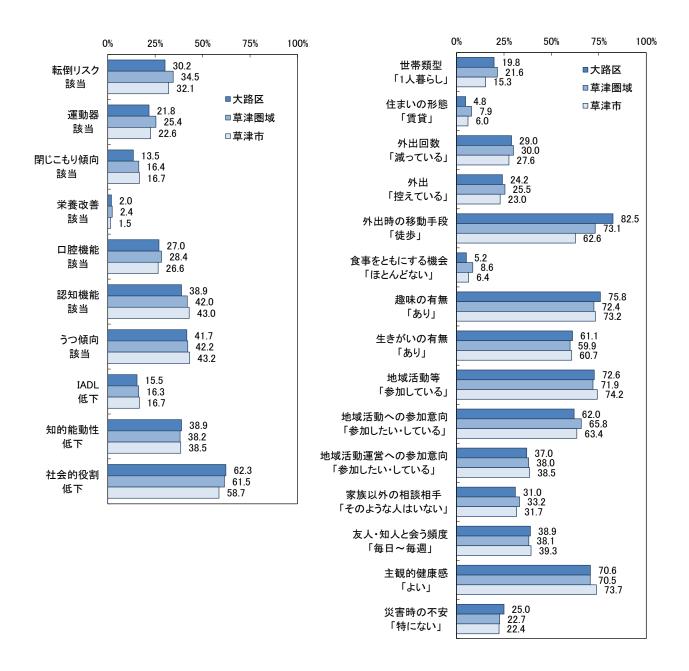


各年10月1日時点



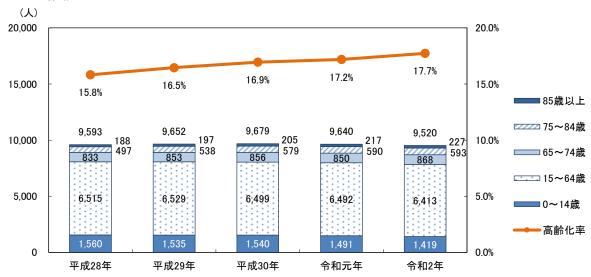
評価項目別についてみると、大路区は草津市全体と比較して、「閉じこもり傾向」「認知機能」に該当する人の割合がやや低くなっています。一方、「社会的役割の低下」については、やや割合が高くなっています。

その他の調査項目についてみると、外出時の移動手段が「徒歩」の人の割合が、草津市 全体・草津圏域と比べて特に高くなっています。

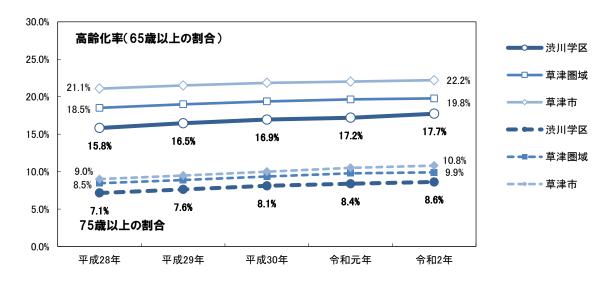


渋川学区					
(令和2年1	0月1日現在)	(令和2年10月1日現在)			
		【要介護・要支援認定の状況】			
学区内人口	9, 520 人	要介護・要支援認定者数 288 ノ			
高齢者人口(65歳以上)	1,688 人	(学区内高齢者人口に占める割合) (17.1%			
(高齢化率)	(17. 7%)	区分内訳 要支援 1 · 2 74 人(25.7%			
		要介護 1 ・ 2 126 人(43.8%			
		要介護 3 以上 88 人(30.6%			

【地域資源】 サロン: 12 か所、いきいき百歳体操実施団体: 10 団体※地域サロン等との重複含む

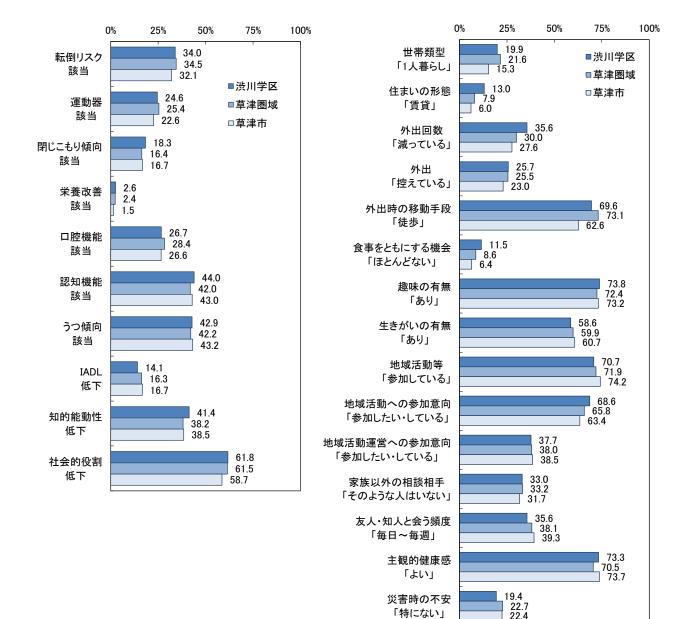


各年10月1日時点



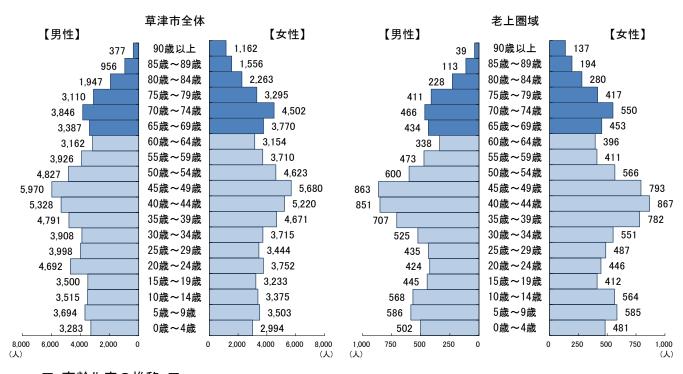
評価項目別についてみると、渋川学区は草津市全体との違いが小さくなっていますが、「社会的役割の低下」に該当する人の割合は草津市全体よりもやや高くなっています。

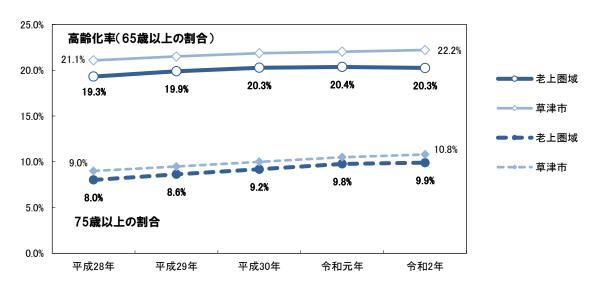
その他の調査項目についてみると、住まいの形態が「賃貸」の人の割合が、草津市全体・草津圏域と比べて高くなっています。外出回数が「減っている」人の割合は草津市全体・草津圏域と比べて高くなっていますが、「控えている」人の割合では大きな違いは見られません。外出時の移動手段が「徒歩」の人の割合は草津圏域より低くなっていますが、草津市全体よりは高くなっています。食事をともにする機会が「ほとんどない」という人の割合は草津市全域と比べて高くなっています。地域活動等に「参加している」人の割合は草津市全域よりやや低くなっていますが、地域活動への参加意向について「参加したい・している」という人の割合は草津市全域より高くなっています。



老上圏域						
	(令和2年10月1日現在)			(令和2年10月1日現在)		
			【要介護・	要支援認定の状況】		
圏域内人口		18, 380 人	要介護・要	<b>更支援認定者数</b>	611 人	
高齢者人口(6	35 歳以上)	3,722 人	(圏域内高	齢者人口に占める割	(16.4%)	
(高齢化率)		(20.3%)	区分内訳	要支援1・2	148 人 (24. 2%)	
				要介護1・2	267 人 (43.7%)	
				要介護3以上	196人(32.1%)	

#### ■ 人口ピラミッド ■

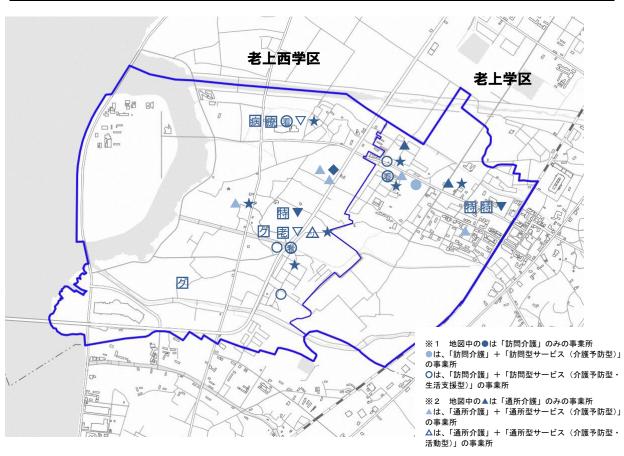




#### ■ 地域資源 ■ (令和2年4月1日時点)

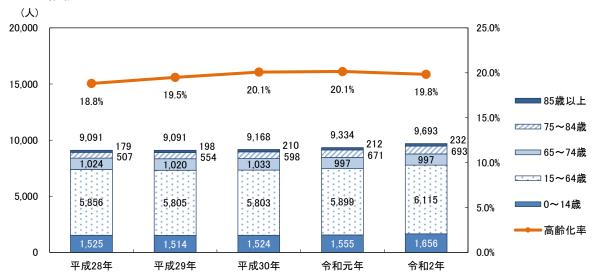
介護事業所						
● <sup>※1</sup> 訪問介護	4 事業所	★ 居宅介護支援	7 事業所			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	_	▼ 短期入所生活介護	2 事業所			
●*1訪問型サービス(介護予防型)	4 事業所	▽ 短期入所療養介護	2 事業所			
〇*1訪問型サービス(生活支援型)	3 事業所	团 認知症対応型共同生活介護	2 事業所			
訪問入浴介護	_	<del>問</del> 介護老人福祉施設	1事業所			
<b>⑥</b> 訪問看護	3事業所	<u></u> 地域密着型介護老人福祉施設	2 事業所			
訪問リハビリテーション	_	图 介護老人保健施設	1 事業所			
▲*2通所介護	2 事業所	<u>愿</u> 介護医療院	1 事業所			
認知症対応型通所介護	_	◆ 小規模多機能型居宅介護	1事業所			
▲ <sup>※2</sup> 地域密着型通所介護	4 事業所	看護小規模多機能型居宅介護	_			
▲* <sup>2</sup> 通所型サービス(介護予防型)	5 事業所	福祉用具貸与	_			
通所型サービス(活動型)	_	特定福祉用具販売	_			
△ 通所リハビリテーション	1事業所					

	地域資源				
病	病院	1 か所	薬局	13 か所	
	一般診療所	12 か所	歯科	9 か所	

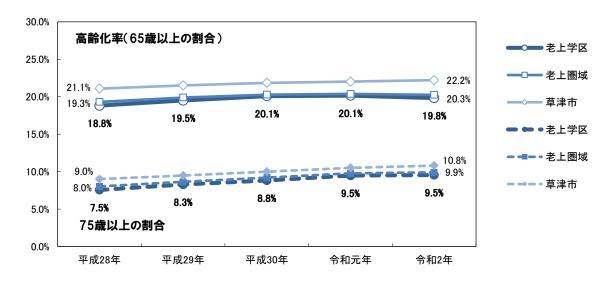


老上学区					
(令和	(令和2年10月1日現在)				
	【要介護・	・要支援認定の状況	<b>7</b> ]		
学区内人口	9, 693 人	要介護・要	要支援認定者数	308 人	
高齢者人口(65歳以上)	1,922 人	(学区内高	齢者人口に占める	割合) (16.0%)	
(高齢化率)	(19.8%)	区分内訳	要支援1・2	76 人(24.7%)	
			要介護1・2	138 人 (44.8%)	
			要介護3以上	94 人(30.5%)	

【地域資源】 サロン:7か所、いきいき百歳体操実施団体:6団体

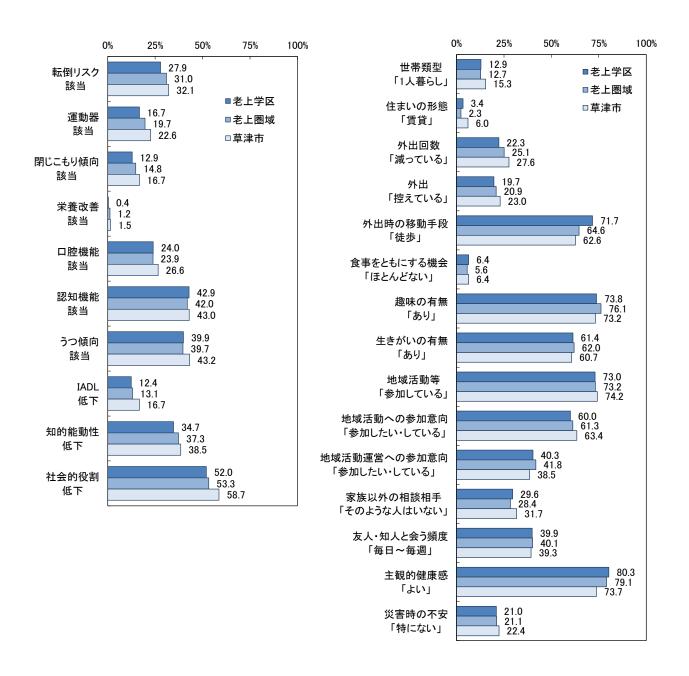


各年10月1日時点



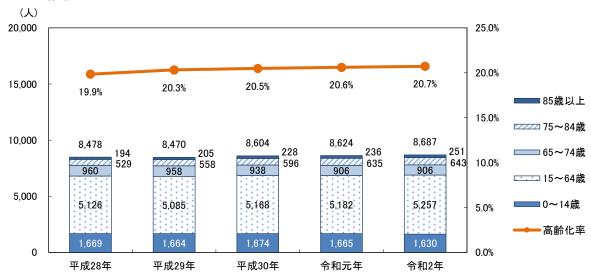
評価項目別についてみると、老上学区は草津市全体と比較して「運動器」、「社会的役割の低下」に該当する人の割合が低くなっています。その他の評価項目についても草津市全体より低くなっています。

その他の調査項目についてみると、外出回数が「減っている」人、「控えている」人の割合は低く、外出時の移動手段が「徒歩」の人の割合は草津市全体・老上圏域と比べて高くなっています。主観的健康感については「よい」の割合が草津市全体より高くなっています。

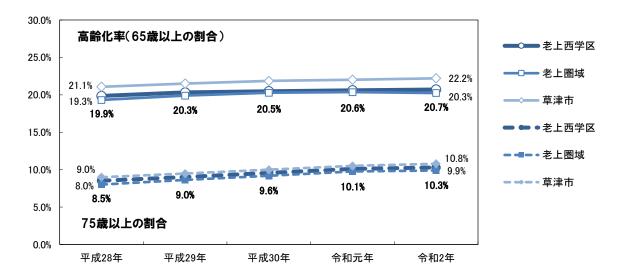


老上西学区				
(令和2年10月1日現在)		(令和2年10月1日現在)		
		【要介護・	要支援認定の状況	₹]
学区内人口	8,687 人	要介護・要	支援認定者数	303 人
高齢者人口(65歳以上)	1,800 人	(学区内高的	齢者人口に占める	割合) (16.8%)
(高齢化率)	(20. 7%)	区分内訳	要支援1・2	72 人(23.8%)
			要介護1・2	129 人 (42.6%)
			要介護3以上	102 人(33.7%)

【地域資源】 サロン:7か所、いきいき百歳体操実施団体:7団体※地域サロン等との重複含む

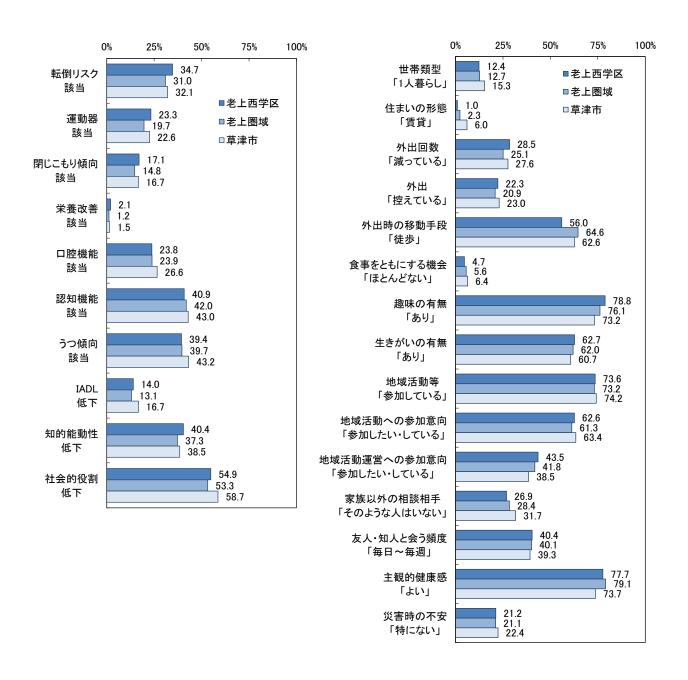


各年10月1日時点



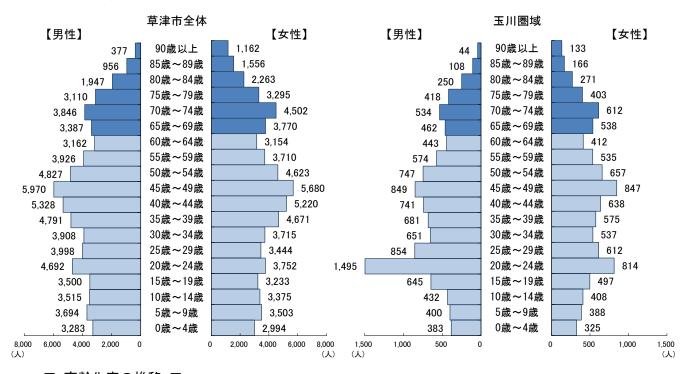
評価項目別についてみると、老上西学区は草津市全体と比較して、「うつ傾向」「社会的 役割の低下」に該当する人の割合がやや低くなっています。

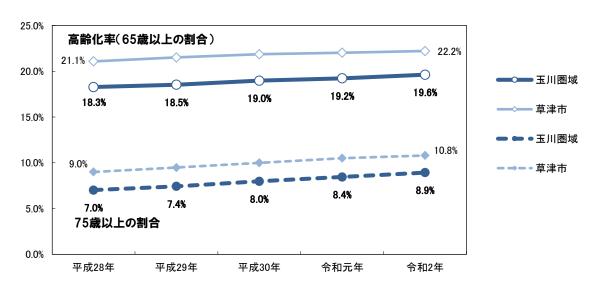
その他の調査項目についてみると、住まいの形態が「賃貸」の人の割合が草津市全体より低くなっています。外出時の移動手段が「徒歩」の人の割合は草津市全体・老上圏域と比べて低くなっています。趣味が「ある」人の割合は草津市全体よりも高くなっています。地域活動運営への参加意向について「参加したい・している」という人の割合は草津市全体よりも高くなっています。



玉川圏域					
(令和2年10月1日現在)		(令和2年10月1日現在)			
			【要介護・	・要支援認定の状況】	l
圏域内人口		20,079 人	要介護・要	要支援認定者数	628 人
高齢者人口	(65 歳以上)	3,939 人	(圏域内高	齢者人口に占める割	合) (15.9%)
(高齢化率)		(19.6%)	区分内訳	要支援1・2	147 人(23.4%)
				要介護1・2	298 人 (47.5%)
				要介護3以上	183 人 (29.1%)

#### ■ 人口ピラミッド ■

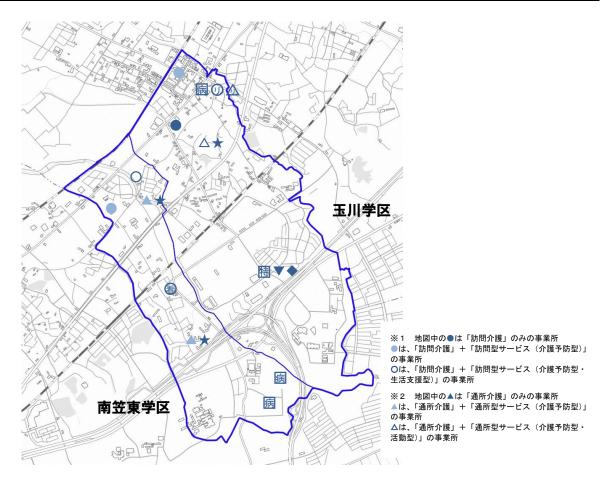




#### ■ 地域資源 ■ (令和2年4月1日時点)

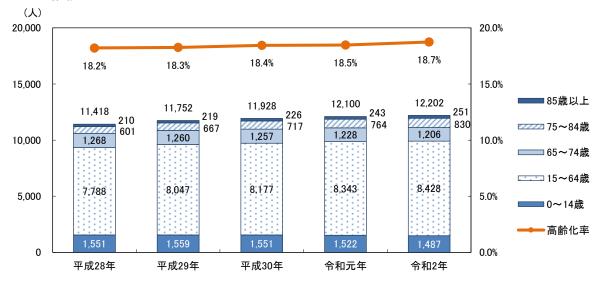
介護事業所					
● <sup>※1</sup> 訪問介護	4 事業所	★ 居宅介護支援	3 事業所		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	_	▼ 短期入所生活介護	1事業所		
●*1訪問型サービス(介護予防型)	3 事業所	短期入所療養介護	_		
〇*1訪問型サービス(生活支援型)	1事業所	認知症対応型共同生活介護	-		
訪問入浴介護	_	<b>蔄</b> 介護老人福祉施設	1 事業所		
<b>會</b> 訪問看護	1事業所	地域密着型介護老人福祉施設	_		
⊕ 訪問リハビリテーション	1事業所	介護老人保健施設	_		
▲ <sup>※2</sup> 通所介護	2 事業所	介護医療院	_		
認知症対応型通所介護	_	◆ 小規模多機能型居宅介護	1 事業所		
▲ <sup>※2</sup> 地域密着型通所介護	1事業所	看護小規模多機能型居宅介護	_		
▲* <sup>2</sup> 通所型サービス(介護予防型)	3事業所	福祉用具貸与	1事業所		
△ <sup>※2</sup> 通所型サービス(活動型)	1事業所	特定福祉用具販売	1事業所		
△ 通所リハビリテーション	1事業所				

	地域資源				
病	病院	3 か所	薬局	11 か所	
	一般診療所	10 か所	歯科	6 か所	

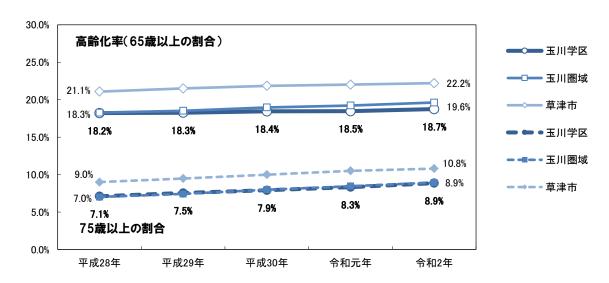


玉川学区				
(令和2年10月1日現在)		(令和2年10月1日現在)		
		【要介護・	・要支援認定の状況	7)
学区内人口	12, 202 人	要介護・要	要支援認定者数	349 人
高齢者人口(65歳以上)	2, 287 人	(学区内高	齢者人口に占める	割合) (15.3%)
(高齢化率)	(18. 7%)	区分内訳	要支援1・2	79 人(22.6%)
			要介護1・2	163 人 (46.7%)
			要介護3以上	107人(30.7%)

【地域資源】 サロン:10 か所、いきいき百歳体操実施団体:8 団体※地域サロン等との重複含む

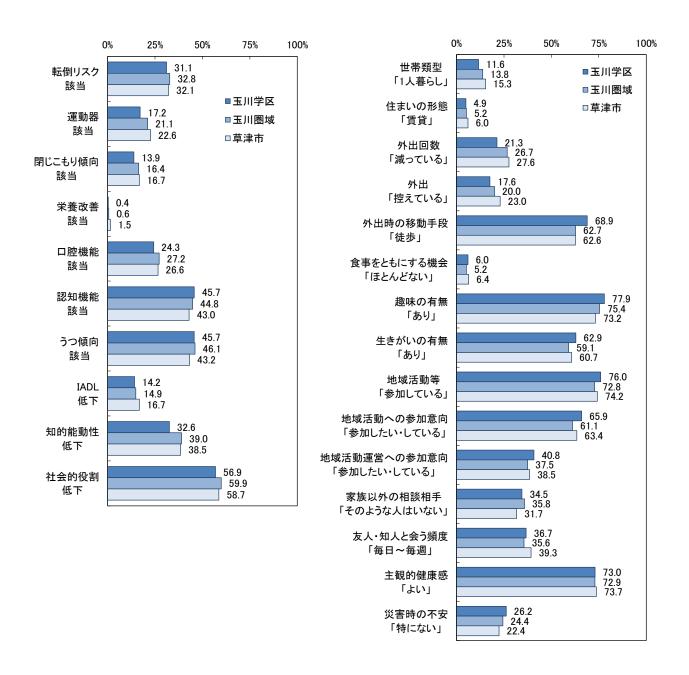


各年10月1日時点



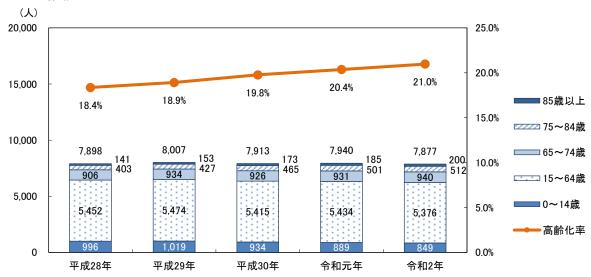
評価項目別についてみると、玉川学区は草津市全体・玉川圏域と比較して「運動器」「知 的能動性の低下」に該当する人の割合が低くなっています。

その他の調査項目についてみると、外出回数が「減っている」人、「控えている」人の割合は、草津市全体・玉川圏域と比べて低く、外出時の移動手段が「徒歩」の人の割合は草津市全体・玉川圏域と比べて高くなっています。



南笠東学区				
(令和2年10月1日現在)		(令和2年10月1日現在)		
		【要介護・要支援認定の状況】		
学区内人口	7,877 人	要介護・要支援認定者数 279 人		
高齢者人口(65歳以上)	1,652 人	(学区内高齢者人口に占める割合) (16.9%)		
(高齢化率)	(21.0%)	区分内訳 要支援 1・2 68 人(24.4%)		
		要介護 1・2 135 人(48.4%)		
		要介護 3 以上 76 人 (27.2%)		

【地域資源】 サロン:6か所、いきいき百歳体操実施団体:5団体※地域サロン等との重複含む



各年10月1日時点

